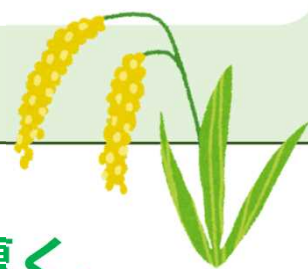


白色申告をしている米生産者の皆様へ

青色申告の方は
収入保険への加入が
おススメ！

令和4年産からどなたでも 水稻共済の全相殺方式に 加入できるようになりました！

米の乾燥調製を、全量、JAなど他の方に依頼している方だけでなく、
ご自身で乾燥調製を行っている方も全相殺方式に加入できることとなります。
ご自身で乾燥調製を行っている方が、全相殺方式に加入するには、
税務申告用の帳簿のデータが必要です。（詳しくは裏面へ）



全相殺方式では

○ 一筆方式や半相殺方式より補償が手厚く、 損害査定が明確です！

- ・ 1割超の減収から支払われ、最高で平年収量の
9割まで補償されます。
- ・ 損害査定は、損害評価員による現地評価ではなく、
出荷資料やご自身が**記帳した帳簿の収穫量**により
行うため明確です。

○ ほ場ごとの補償にも対応できます！

- ・ わずかな掛金負担で、ほ場ごとに大きな被害（半損以上の被害）があった場合に個別に補償する特約を付けられます。

○ 補償割合を低くすることなどにより 掛金負担を抑えて加入することもできます！

白色申告の方で、ご自身で乾燥調製を行っている方が
全相殺方式に加入するには、

収穫量の記帳など 帳簿の準備を進めましょう！

共済金の算定の基となる基準収穫量を設定するために

- ① 税務申告のために記帳している帳簿の
『米の収穫日ごとの収穫量』
- ② 白色申告の収支内訳書の販売金額等
を用います

**本年産の収穫日・収穫量を忘れないように
記録して保管してください**

記載例

収穫日 月/日	収穫量		
	主食用米	飼料用米	米粉用米
○月○日	▲kg		
○月●日		■kg	
○月◎日			◆kg

詳しくは最寄りの大分県農業共済組合にお問い合わせください

(連絡先) 東部支所 0978-63-4466 南部支所 0974-22-3330
中西部支所 0973-72-3409 竹田出張所 0974-63-2825
大分出張所 097-576-7461 北部支所 0978-32-1307